

令和8年度おいらせ町地域振興協議会公募支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 おいらせ町地域振興協議会（以下「協議会」という。）は、おいらせ町内の公共的団体等が取り組む地域振興のための事業を支援するため、それらの活動に要する経費について、予算の範囲内において、公募支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象は、地域振興に資するおいらせ町内に活動の拠点を置く団体で、協議会理事長（以下「理事長」という。）が認めるもの（以下「助成対象団体等」という。）とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表のとおりとし、令和8年4月1日から令和9年2月19日までの間に完了する事業とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第5条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象団体等は、別に定める期日までにおいらせ町地域振興協議会公募支援事業助成金交付申請書（第1号様式）を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 当該団体の規約、役員、事業計画及び収支予算に関する書類。
 - (2) その他理事長が必要と認める書類。

(助成の決定等)

第6条 理事長は、提出された助成申請書の内容を審査し、助成対象事業及び助成金の額を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により助成を決定した場合、おいらせ町地域振興協議会公募支援事業助成金交付決定通知書（第2号様式）を、助成対象団体等の長に通知するものとする。

- 3 理事長は、同条第1項により助成の不採択を決定した場合、おいらせ町地域振興協議会公募支援事業助成金不採択通知書（第3号様式）を、助成対象団体等の長に通知するものとする。

（審査会）

第7条 理事長は、助成金の交付を決定するために必要な事項を審査する審査会を置く。

- 2 審査会は、幹事で組織する。
- 3 審査会は、幹事長が招集し議長となる。

（助成金の交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、助成金の交付の決定がなされた場合の条件とする。

- （1）助成対象事業の内容の変更をする場合において、あらかじめおいらせ町地域振興協議会公募支援事業助成金事業内容変更承認申請書（第4号様式）を理事長に提出してその承認を受けること。ただし、助成対象経費の総額の10パーセント以内の増減の変更の場合は、この限りでない。
- （2）助成対象事業を中止し、又は廃止する場合において、おいらせ町地域振興協議会公募支援事業助成金事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を理事長に提出してその承認を受けること。
- （3）助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合において、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- （4）助成対象事業の状況、助成対象事業の経費の収支その他助成対象事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- （5）助成対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。
- （6）助成対象事業により取得した財産を理事長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合において、理事長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を協議会に納付すること。

（申請の取下げの期日）

第9条 助成金の交付決定通知を受けた助成対象団体等は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

- 2 交付の申請の取下げは、おいらせ町地域振興協議会公募支援事業助成金交付申請取下書（第6号様式）を理事長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第10条 助成金の交付決定通知を受けた助成対象団体等は、助成対象事業が完了したとき、次に掲げる書類を添え、助成対象事業の完了の日（助成対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年2月末日のいずれか早い期日までにおいらせ町地域振興協議会公募支援事業完了（廃止）実績報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

- (1) 事業に係る契約書及び支払を証する書類（領収書等）の写し
- (2) 事業の実施状況を証する写真
- (3) その他理事長が必要と認める書類

ただし、事業実施後に交付決定された場合については、交付決定の日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月末日のいずれか早い日までに、上記に掲げる書類を提出するものとする。

(助成金の交付)

第11条 理事長は、事業完了実績報告書を受領した後、その交付すべき助成金の額を確定し、助成対象団体等の長に助成金を交付する。ただし、理事長が必要と認める場合は、概算払により事業完了前に交付することができる。

2 理事長は、前項の規定により助成を確定した場合、おいらせ町地域振興協議会公募支援事業助成金交付確定通知書（第8号様式）を、助成対象団体等の長に対し通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成金の請求は、おいらせ町地域振興協議会公募支援事業助成金（概算払）請求書（第9号様式）の提出により行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成対象事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月29日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

助成対象事業	次に掲げる事業とする。 (地域活性化支援事業) (1)官民一体となった各種記念事業やイベント事業 (2)産業情報とまちづくり情報の収集・発信事業
--------	--

	<p>(3) 地域の振興、発展等のための事業</p> <p>(4) 前各号に掲げる事業を複合する事業 (産業活性化支援事業)</p> <p>(1) 販路開拓事業</p> <p>(2) ブランド推進事業</p>
助成対象経費	<p>助成対象事業の実施に直接要する経費で、次に掲げる経費を除くものとする。</p> <p>(1) 団体スタッフ等人件費及び施設の管理費等の経常的経費</p> <p>(2) 助成対象事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証することができない経費</p> <p>(3) 債務の償却又は損失の補てんに充当する経費</p> <p>(4) 前払費用、基金その他の年度を超えて費消される経費</p> <p>(5) 事業目的や社会通念に照らして必要性が乏しいと協議会理事長が判断する経費</p>
助成金の額	<p>助成割合：10／10以内</p> <p>上限額：15万円。但し、理事長が認める場合はこの限りではない。</p>